

秋の全国交通安全運動

平成28年9月21日（水）～9月30日（金）

◎ 運動の基本

～子供と高齢者の交通事故防止～

◎ スローガン

～シニアこそ ジュニアのお手本 交通安全～

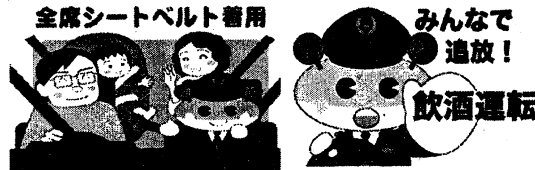


◎ 運動の重点

○ 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
 (反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)

○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルド
 シートの正しい着用の徹底

○ 飲酒運転の根絶



◎ 特別広報

☆ 脇見・ぼんやり運転の防止

☆ 運転中や歩きながらのスマートフォン等の操作等の危険性の
 周知



9月号



小値賀駐在所
 TEL 56-2110
 新上五島警察署
 TEL 42-0110

9月11日は「警察相談の日」です

◎ 広報スローガン

「警察の 相談ダイヤル #9110」



☆ 警察では、ストーカー、夫婦間の暴力、児童虐待、少年非行、悪質商法をはじめ、事件・事故に至っていない場合でも、県民生活の安全を守るため相談に応じています。

◎ 相談ダイヤル

「一般加入電話、携帯電話からのご利用」
 #9110
 月～金（祝日を除く）09:00～17:45

「ダイヤル式電話からのご利用」
 095-823-9110
 月～金（祝日を除く）09:00～17:45

※ お急ぎでない場合の相談を、緊急通報用電話の「110番」にしますと、事件・事故等の緊急通報に対する警察の対応を遅らせることになり、結果として人の生命、身体等の保護に支障を生じるおそれがありますので、相談は「#9110」へお願いします。

高齢者専用相談ダイヤル「095-823-4165(よい老後)」
 もご利用ください。



電動車いすの正しい乗り方について

電動車いす（セニアカー）は、道路交通法では、歩行者として扱われています。小値賀町においても、電動車いすの利用者が今後増えることが予想されますので、電動車いすを利用される際は、歩行者としての交通ルールやマナーを守りましょう。

1 歩道のある道路での乗り方

- 歩道のある道路では必ず歩道を通りましょう

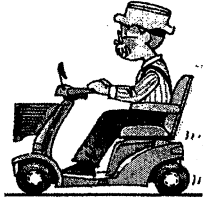
2 歩道のない道路での乗り方

- 歩道のない道路では、十分幅のある路側帯を右側通行しましょう

3 歩道も路側帯もない道路での乗り方

- 歩道も十分な幅の路側帯もない道路では、道路の右側を自動車などに注意して通りましょう
- 対向する自動車がある場合、右端の安全な場所に一旦停止し、通過するのを待ちましょう

4 車道の中央よりを通行するのはやめましょう



※ 進路変更や道路を横断する際は、左右を良く確認し、車が来ている時は止まって待つ・横断歩道を通るなど、交通ルールを守りましょう!!

小値賀町免許更新日

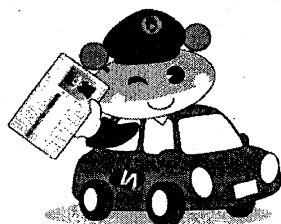
小値賀駐在所の9月の免許更新日は、第3月曜日が祝日となっていますので、翌日の
9月20日(火)午前9時～11時30分

となっていますので、忘れずに更新しましょう！
また、免許を更新される方で、更新時の誕生日に70歳以上になる方は、「高齢者講習」を受けていなければなりません。

高齢者講習は自動車教習所等で受講できますが、受講には電話などでの予約が必要で、受け入れ枠が限られていますので、運転免許更新を予定している方は、速やかな受講の予約をお願いします。

(更新期間の満了日の6か月前から受講できます)

※ 免許証の更新をしない場合は、高齢者講習を受講する必要はありません。



えらかさるんなー!!

長崎県内において、役場などから保険金の払い戻しがあるなどといった還付金詐欺の電話や、熊本地震などの災害に便乗し、公的機関をかたった義援金の募集、補助金が出ると偽った耐震化改修の強要などの詐欺や悪質商法の電話があつています。

そのような電話が架かってきた際は、その場で即決せず、一旦電話を切ってから、周りの人に相談し、新上五島警察署や小値賀駐在所に連絡していただくようお願いいたします。